

品川区議会個人情報の保護に関する条例の一部改正について

番号利用法および刑法等の一部改正に伴い、品川区議会個人情報の保護に関する条例において、引用する条項および罰則に関する規定について、必要な改正を行うほか、規定を整備する。

記

- 1 番号利用法の一部改正に伴う改正（条例第2条第10項および第12条第5項関係）

条項の移動に伴い、条例の規定中、引用する部分を改める。

番号利用法	第2条第8項	→	第2条第9項
	第2条第9項	→	第2条第10項

- 2 刑法等の一部改正に伴う改正（条例第52条～第54条関係）

罰則の「懲役」および「禁錮」が廃止され、これらに代えて「拘禁刑」が設けられることから、条例の規定中、当該の罰則の文言を改める。

懲役	→	拘禁刑
----	---	-----

- 3 規定の整備

上記1・2の改正に併せて条例中の文言で略称を設け言い換えをしている表現を整理する。全国市議会議長会の今般の条例の整備例において同様の文言整理が行われている。

- 4 施行期日

- (1) 上記1の改正部分

令和7年4月1日から施行する。

- (2) 上記2の改正部分

令和7年6月1日から施行する。

- (3) 上記3の改正部分

公布の日から施行する。

- 5 議決の時期

本委員会で協議後、議員提出議案として本会議へ提出のうえ、議決いただきたい。（第1回定例会最終日の議決を想定）

●品川区議会個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例（案） 新旧対照表

改正後	改正前																								
<p>(定義)</p> <p>第2条 省 略</p> <p>2～3 省 略</p> <p>4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章までおよび第6章において「職員」という。）が職務上作成し、または取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、品川区情報公開条例（平成9年品川区条例第25号）第2条第2号に規定する行政情報（以下「行政情報」という。）に記録されているものに限る。</p> <p>5～9 省 略</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。第12条第5項において「番号利用法」という。）第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>11～13 省 略</p> <p>（利用および提供の制限）</p> <p>第12条 省 略</p> <p>2～4 省 略</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="114 1284 1093 1479"> <tr> <td>省 略</td> <td>省 略</td> <td>省 略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>省 略</td> <td>省 略</td> </tr> <tr> <td>省 略</td> <td>省 略</td> <td>省 略</td> </tr> <tr> <td>省 略</td> <td>省 略</td> <td>省 略</td> </tr> </table>	省 略	省 略	省 略		省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	<p>(定義)</p> <p>第2条 省 略</p> <p>2・3 省 略</p> <p>4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章までおよび第6章において「職員」という。）が職務上作成し、または取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、品川区情報公開条例（平成9年品川区条例第25号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2号に規定する行政情報（以下「行政情報」という。）に記録されているものに限る。</p> <p>5～9 省 略</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>11～13 省 略</p> <p>（利用および提供の制限）</p> <p>第12条 省 略</p> <p>2～4 省 略</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までおよび第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1151 1284 2132 1479"> <tr> <td>省 略</td> <td>省 略</td> <td>省 略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>省 略</td> <td>省 略</td> </tr> <tr> <td>省 略</td> <td>省 略</td> <td>省 略</td> </tr> <tr> <td>省 略</td> <td>省 略</td> <td>省 略</td> </tr> </table>	省 略	省 略	省 略		省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略																							
	省 略	省 略																							
省 略	省 略	省 略																							
省 略	省 略	省 略																							
省 略	省 略	省 略																							
	省 略	省 略																							
省 略	省 略	省 略																							
省 略	省 略	省 略																							

改正後

第 38 条第 1 項 第 1 号	または第 12 条第 1 項 および第 2 項の規定 に違反して利用され ているとき	第 12 条第 5 項の規定により読 み替えて適用する同条第 1 項 および第 2 項（第 1 号に係る部 分に限る。）の規定に違反して 利用されているとき、番号利用 法第 20 条の規定に違反して収 集され、もしくは保管されてい るとき、または番号利用法第 29 条の規定に違反して作成され た特定個人情報ファイル（番号 利用法第 2 条第 10 項に規定す る特定個人情報ファイルをい う。）に記録されているとき
省 略	省 略	省 略

（個人情報ファイル簿の作成および公表）

第 17 条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報フ
ァイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載
した帳簿（第 3 項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公
表しなければならない。

(1)～(9) 省 略

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員もしくは議員であった者または職員もしくは職員であった
者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与もし
くは報酬もしくは福利厚生に関する事項またはこれらに準ずる事項を記
録するもの

イ～キ 省 略

改正前

第 38 条第 1 項 第 1 号	または第 12 条第 1 項 および第 2 項の規定 に違反して利用され ているとき	第 12 条第 5 項の規定により読 み替えて適用する同条第 1 項 および第 2 項（第 1 号に係る部 分に限る。）の規定に違反して 利用されているとき、番号利用 法第 20 条の規定に違反して収 集され、もしくは保管されてい るとき、または番号利用法第 29 条の規定に違反して作成され た特定個人情報ファイル（番号 利用法第 2 条第 9 項に規定す る特定個人情報ファイルをい う。）に記録されているとき
省 略	省 略	省 略

（個人情報ファイル簿の作成および公表）

第 17 条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報フ
ァイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載
した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなけれ
ばならない。

(1)～(9) 省 略

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員もしくは議員であった者または職員もしくは職員であった
者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与また
は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

イ～キ 省 略

改正後

(2)～(3) 省略

3 省略

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者もしくは成年被後見人の法定代理人または本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 省略

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)・(2) 省略

3 省略

(訂正請求権)

第31条 省略

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

3 省略

改正前

(2)～(3) 省略

3 省略

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者もしくは成年被後見人の法定代理人または本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章および第48条において「開示請求」という。）をすることができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 省略

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)・(2) 省略

3 省略

(訂正請求権)

第31条 省略

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章および第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 省略

改正後	改正前
<p>(訂正請求の手続)</p> <p>第32条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p>	<p>(訂正請求の手続)</p> <p>第32条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下<u>この章において</u>「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p>
<p>(利用停止請求権)</p> <p>第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報¹が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去または提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。</p> <p>3 省略</p>	<p>(利用停止請求権)</p> <p>第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報¹が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去または提供の停止（以下<u>この章において</u>「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下<u>この章および第48条において</u>「利用停止請求」という。）をすることができる。</p> <p>3 省略</p>
<p>(利用停止請求の手続)</p> <p>第39条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p>	<p>(利用停止請求の手続)</p> <p>第39条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下<u>この章において</u>「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p>
<p>(適用除外)</p> <p>第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政情報に記録されてい</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政情報に記録されてい</p>

改正後

るものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章(第4節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求または利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

第6章 罰則

第52条 職員もしくは職員であった者、第9条第2項もしくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者もしくは従事していた者または議会において個人情報、仮名加工情報もしくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者もしくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部または一部を複製し、または加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金に処する。

第53条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したときは、1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金に処する。

第54条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画または電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金に処する。

改正前

るものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章(第4節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求または利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

第6章 罰則

第52条 職員もしくは職員であった者、第9条第2項もしくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者もしくは従事していた者または議会において個人情報、仮名加工情報もしくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者もしくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部または一部を複製し、または加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役または100万円以下の罰金に処する。

第53条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したときは、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

第54条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画または電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

改正後

改正前

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条第10項の改正規定（「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める部分に限る。）および第12条第5項の改正規定（「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める部分に限る。） 令和7年4月1日

(2) 第52条から第54条までの改正規定 令和7年6月1日

2 前項第2号に掲げる規定の施行の日前にした行為の処罰については、改正後の第52条から第54条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。